

京都大学フィールド科学教育研究センター

海域ステーション

舞鶴水産実験所実習宿泊棟使用内規

(平成15年5月30日センター長裁定制定)

(主旨)

第1条 京都大学フィールド科学教育研究センター海域ステーション舞鶴水産実験所の実習宿泊棟（以下「宿泊棟」という。）の使用については、この内規の定めるところによる。

(使用者の範囲)

第2条 宿泊棟を使用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学又は教育機関の学生又は教職員で、水産学に関する実習教育及び研究のため、フィールド科学教育研究センター舞鶴水産実験所（以下「実験所」という。）を利用する者
- (2) 本学の教職員で実験所へ出張を命ぜられた者
- (3) その他フィールド科学教育研究センター舞鶴水産実験所長（以下「実験所長」という。）が認める者

(使用の手続)

第3条 宿泊棟を使用しようとする者は、別に定める舞鶴水産実験所実習宿泊棟使用申込書に舞鶴水産実験所利用申込書を添えて、前もって実験所長に提出し、その許可を得なければならない。

(使用の変更等)

第4条 前条の規定は、宿泊棟の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用を変更しようとする場合に準用する。

- 2 使用者がその使用を中止しようとする場合は、速やかにその旨を実験所長に届け出なければならない。

(使用許可の取消し等)

第5条 実験所長は、使用者がこの内規に違反したときは、当該使用者に対する使用の許可を取り消すことができる。

- 2 前項のほか、実験所において特に必要がある場合は使用の許可を変更し、又は取り消すことがある。

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、舞鶴水産実験所教職員会議において特に必要があると認めた場合は使用料を免除することができる。

- 2 別表に定める「正課の実習教育」とは、本学の開講科目又は他大学若しくは教育機関が実験所を利用して行う必要がある実習科目で、本学の開講科目に準ずることを舞鶴水産実験所共同利用運営委員会が認定した科目をいう。

- 3 使用料は前納とし、返還しない。ただし、前条第2項により使用の許可を変更し、又は取り消した場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(使用者の心得)

第7条 使用者は、別に定める舞鶴水産実験所実習宿泊棟使用者心得を遵守しなければならない。

(賠償責任)

第8条 使用者は、その責に帰すべき理由により宿泊棟の施設又は物品に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第9条 宿泊棟に関する事務は、フィールド科学教育研究センター経理統括掛において処理する。

(内規の変更)

第10条 フィールド科学教育研究センター長は、次の各号の一に該当する場合に使用者の同意を得ることなくこの内規を変更できるものとする。

- (1) 内規の変更が、使用者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 内規の変更が、宿泊棟の目的に反せず、かつ、宿泊棟管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による内規の変更にあたり、内規の変更をする旨及び変更後の内規の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに実験所ホームページへの掲示その他の適切な方法により、使用者に周知するものとする。

附 則

この内規は、平成15年5月30日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月10日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

別表

使用者の区別	1泊あたり使用料金(税込)
正課の実習教育を受ける学生	900円
正課の実習教育を受ける学生以外の使用者	1,100円